

新たな検査制度における核燃料施設等に係る 指摘事項の取扱いについて

令和元年11月27日
原子力規制庁

1. はじめに

新たな検査制度における核燃料施設等の指摘事項の取扱いについては、令和元年10月2日の第33回原子力規制委員会での指摘やこれまでの試運用における経験等を踏まえ、検査制度の見直しに関する検討チーム会合等においてその基本的考え方について検討してきたところである。

2. 指摘事項の取扱いに係る基本的考え方

- 核燃料施設等は、施設の特徴や取り扱う核燃料物質の量が様々であり、統一的な評価指標を定めにくいことから、これを踏まえた方法で指摘事項の取扱いを行うこととする。
- 具体的には、パフォーマンス欠陥により生じた安全活動の劣化が人と環境に与える影響を重視しつつ、安全重要度・対応措置評価会合(SERP)において指摘事項を評価する。
- なお、評価については、実用炉のような4区分(赤、黄、白、緑)ではなく、指摘事項(追加対応有り、無し)の2区分で行うとともに、指摘事項の内容に応じた追加対応の程度を決定する。

【核燃料施設等の指摘事項の取扱いのイメージ】

評価	追加対応の程度
指摘事項 (追加対応有り)	施設の運転が許容されない状態
	追加検査の程度 (軽微な劣化、中程度の劣化、 長期間にわたる劣化又は重大な劣化)
指摘事項 (追加対応無し)	追加検査無し

3. 今後の予定

本考え方について、過去の検査事例等への適用や、現在実施中の試運用を通じて、適切な評価結果に導くプロセスとなっているか本格運用に向けて確認を進める。